

平成二十四年五月十一日受領
答弁第二二二二号

内閣衆質一八〇第二二二号

平成二十四年五月十一日

内閣総理大臣 野田 佳彦

衆議院議長 横路 孝弘 殿

衆議院議員小野寺五典君提出東京都知事の東京都が尖閣諸島を購入する旨の発言に対する政府の見解等に
関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員小野寺五典君提出東京都知事の東京都が尖閣諸島を購入する旨の発言に対する政府の見解等に関する質問に対する答弁書

一について

政府としては、御指摘の講演における石原東京都知事の発言については、その内容に係る事実関係の把握に努めているところである。今後必要に応じ、東京都に対しても情報提供を求めていくこととしており、魚釣島等の所有者については、従来より様々な機会を捉え連絡を取っている。また、尖閣諸島の平穏かつ安定的な維持及び管理を継続するための方策については、様々な検討を行っていくこととしている。

二について

国の機関を除き上陸等を認めないという魚釣島等の所有者の意向を踏まえ、また、尖閣諸島の平穏かつ安定的な維持及び管理のためという政府の魚釣島等の賃借の目的に照らして、政府としては、原則として政府関係者を除き何人も尖閣諸島への上陸を認めないとの方針をとっているところである。

その上で、個々の上陸の要請については、その必要性や所有者の意向、尖閣諸島の平穏かつ安定的な維持及び管理のためという政府の賃借の目的等を総合的に勘案し、その対応を判断することとしているが、

お尋ねについては、仮定の質問であり、お答えすることは差し控えたい。

三について

国の機関を除き上陸等を認めないという魚釣島等の所有者の意向を踏まえ、また、尖閣諸島の平穏かつ安定的な維持及び管理のためという政府の魚釣島等の賃借の目的に照らして、当該賃貸借契約の賃借人としての地位に基づき、政府としては、原則として政府関係者を除き何人も尖閣諸島への上陸を認めないという方針をとっているところであるが、お尋ねについては、仮定の質問であり、お答えすることは差し控えたい。